

空き家バンクに登録し、利用希望者（又は所有者）と成約した場合、 空き家の家財処分等を支援します！

（日南市空き家活用促進事業費補助金）

本補助金は、日南市が運営する「空き家・空き地情報バンク（以下「空き家バンク」とする。）」に登録している物件で、賃貸契約、若しくは売買契約が成立した場合に、当該空き家の家財処分等に係る費用の一部を予算の範囲内で支援する制度です。

※本補助金の交付を受けた日から1年以内に再び空き家になった場合など補助金が返還となる場合があります。

※本補助金は、利用者又は所有者との間で賃貸契約又は売買契約が成立した場合に申請ができ、家財処分等の実施後に補助金が交付されます。

【補助対象経費】

- ① 空き家の家財道具等処分に係る委託費用
（ごみ処理手数料、収集・運搬料金、家電リサイクル料金含む）
- ② 空き家又は敷地内の清掃に係る委託費用
- ③ 空き家の敷地内の樹木伐採、草刈等の環境整備に係る委託費用

【補助額】

補助対象経費の
3分の2

最大 **10万円**

※千円未満端数切捨

【補助要件】 ※以下のすべてに該当すること

チェック欄
（※□に✓を記入）

ア 空き家バンク登録物件の 所有者 、若しくは空き家バンク登録物件を 利用する入居者 ※賃貸の場合は、物件の所有者から同意を得ていること。 ※売買の場合は、売買契約日から1年を超えていないこと。	☐
イ 賃貸又は売買での契約が成立 していること。	☐
ウ 市税を滞納していないこと。	☐
エ 自ら家財道具等の処分を行わず、 補助対象経費①については、日南市一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている者、補助対象経費②及び③については、日南市内に事務所又は事業所を有する者に依頼すること。	☐
オ 三親等以内の親族間での売買又は賃貸ではないこと。	☐
カ 過去に当該補助金又は類似の支援を受けていないこと。	☐

補助金交付の流れ

【所有者が申請する場合】

所有者と利用希望者の当事者同士で調整

空き家バンクに
物件を登録

利用希望者との
マッチング

※
必要に応じて実施
物件の内見

利用希望者
と交渉

※契約はトラブル防止のため、不動産会社等に依頼することをお勧めします。
契約締結

空き家相談窓口へ成約を報告・申請書受取

市役所へ補助金申請

市役所から交付決定
通知書を受領

家財処分等の実施
業者への支払い

市役所へ実績報告書・請求書の提出

補助金の交付

【利用者が申請する場合】

空き家バンク物件
利用の相談

所有者との
マッチング

所有者
と交渉

※令和6年4月1日以降に売買契約又は賃貸契約が成立した物件が対象です。

※交付決定前に処分した場合は対象外となります。

【本補助金に関するお問い合わせ先】
日南市役所 未来創生課 人口問題対策係

☎0987-31-1128

【空き家バンク登録に関するお問い合わせ先】
日南市空き家利活用相談窓口（空き家カウンセラー）

☎090-9480-3456

日南市HP



空き家バンク
移住HP

